

鹿児島市の介護報酬等に係る考え方(Q&A)

鹿児島市介護保険課

※今後、国から発出される通知・Q&A等により回答を変更する場合があります。

※赤字は前回からの修正になります。

番号	サービス種別 (加算名等)	質問	回答	国の通知等
1	通所介護	宿泊サービスの利用の有無に関わらず、送迎していなければ、減算となるとあるが、同一建物減算と送迎減算を同時に減算するのか。	同一建物減算だけとなります。	算定の留意事項(通知) 7 通所介護費(15)
2	通所リハビリテーション	個別リハビリテーション実施加算が本体報酬に包括化されているが、当日、体調不良等にて個別リハビリが実施できなかった場合の通所リハビリテーション費はどのような取扱いとなるか。	個別リハビリ以外のサービスが適切に提供されていれば、通常通り、所要時間に応じて算定可能です。	
3	短期入所生活介護 (個別機能訓練加算)	機能訓練指導員以外の看護職員、生活相談員、介護職員等が機能訓練を実施しても良いのか。 また、機能訓練指導員が有休などで休みの日は算定できないのか。	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師が、直接行ったものが算定対象です。 機能訓練指導員が不在の日は算定不可です。	算定の留意事項(通知) 2 短期入所生活介護費(7)
4	福祉用具貸与	歩行器を屋外用と屋内用に2台貸与する場合など、同一品目を貸与することは可能か。	本人または家族などで、接地部分のふき取りができるのであれば、1台での利用をお願いしておりますが、こうした対応ができない方については可能としています。 また、アセスメントの結果、屋外用と屋内用として用具の使い分けが必要な方についても可能です。	
5	共通	算定要件に「居宅訪問」がある場合、現在、居住している有料老人ホーム等の部屋を訪問した場合でも算定可能か。	介護保険における居宅には、「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームにおける居室」も含まれますので、これらの施設の居室を訪問すれば算定可能です。	介護保険法第8条第2項 介護保険法施行規則第4条
6	通所介護	送迎時に居室内介助を行った場合、それを所定時間に含めることができるかとあるが、居室に着いた時点から所定時間に含めてよいか。	居室内で行った介助等に要した時間と、通所介護事業所でのサービス提供時間を合算したものになります。 送迎に要した時間は含みません。	算定の留意事項(通知) 7 通所介護費(1)
7	通所介護	送迎時の居室内介助を所定時間に含める場合、送迎者が介護福祉士などとなっているが、「など」にはどこまで含まれるのか。	介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者(二級課程修了者を含む。)、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合、となります。	算定の留意事項(通知) 7 通所介護費(1)②

番号	サービス種別 (加算名等)	質問	回答	国の通知等
8	通所介護	認知症加算と中重度者ケア体制加算は、算定要件を満たせば、全利用者に算定してよいのか。	認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する者に対して算定することができます。中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。	算定の留意事項(通知) 7 通所介護費(8)⑤、(10)⑧
9	通所介護	4月3日に通所利用してそのまま有料宿泊を行い、4月4日の通所利用後に帰宅する場合について。同一建物減算と、4月3日の帰りの送迎がないために片道減算1回。翌日の朝の送迎がないために片道送迎をもう一回減算する必要があるのか。それとも片道減算のみで良いのか。	4月3日、4月4日、それぞれ送迎減算(47単位)となります。	平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2) 問5
10	通所介護	通所介護事業所と同一建物内にある有料老人ホームの部屋に2泊3日した場合の、減算はどうなるか。	1、3日目は、送迎減算(47単位)。2日目は、同一建物減算(94単位)となります。	平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2) 問5
11	通所介護等 (送迎減算)	送迎減算は個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で減算、とQAIにあるが、 ①病院受診等で月1、2回の方も位置付けの対象となるか ②計画に位置付けられていない突発的な理由(体調不良・病院受診等)で、家族が送迎を行った時も、減算の対象となるか ③突発的な理由で減算となるとすれば、個別サービス計画にどう位置付けるのか。また居宅サービス計画書からの変更が必要になるのか。	①事前に送迎が必要ないと判明しているものについては、計画に位置付けてください。 ②送迎を行っていないければ減算となります。 ③突発的な理由で送迎が行われなかった場合は、計画への位置付けは必要なく、居宅介護支援事業所への実績報告での対応でかまいません。	平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) 問61
12	短期入所生活介護 (個別機能訓練加算)	機能訓練指導員1名、常勤看護師1名の2名体制での勤務状況において、機能訓練指導員が休日で、看護師が出勤し、直接、訓練を行った場合、算定は可能か。	看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する時間は、短期入所生活介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めないこととなりますが、それでもなお、人員基準を満たす場合は、算定可能です。	算定の留意事項(通知) 2 短期入所生活介護費(7)②